

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1784号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（規則第6-1313号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(職業訓練手当) 第26条 条例第30条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 開発援助課又は能力開発支援課に勤務する職員で学科及び実技の訓練を担当せず、学科及び実技の訓練に付随する業務を担当する職員	(職業訓練手当) 第26条 条例第30条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 開発援助課に勤務する職員で学科及び実技の訓練を担当せず、学科及び実技の訓練に付随する業務を担当する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。